

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
瀧田ビル5階
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
URL <http://www.hamahira.com>
編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

News

消費税法の省令が公布

消費税法の省令が3月18日に公布されました。消費税法では、任意の中間申告と特定新規設立法人の納税義務の免除の特例の新設が行われており、これに関する届出書等の記載事項が省令で規定されています。

直前の課税期間の確定消費税額が年48万円(地方消費税を含めると60万円)以下の事業者には中間申告の義務はありませんが、消費税納付のための資金繰り管理などから任意の中間申告を認める制度が創設されました。そこで、中間申告書を提出することを要しない事業者が、中間申告書を提出する場合の届出書と、この届出書を提出した事業者が中間申告をやめる場合の届出書の記載事項が規定されました。

中間申告書を提出する場合の届出書には、①届出者の氏名又は名称及び納税地、②届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間の初日及び末日の年月日、③6月中間申告対象期間の属する課税期間の直前の課税期間の初日及び末日の年月日、④その他参考となるべき事項を記載します。中間申告をやめる場合の届出書には、中間申告書を提出する場合の届出書の記載事項のうち、③を除いたものを記載します。

一方、特定新規設立法人の納税義務の免除の特例は、消費税が2年間免税となる資本金1千万円未満の新設法人のうち、課税売上高が5億円超の企業に50%超の株式を保有される場合は、事業者免税点制度を適用しないとする制度です。特定新規設立法人に該当した場合の届出書には、①届出者の名称及び納税地、②届出者の行う事業の内容、③設立の年月日、④事業年度の開始及び終了の日、⑤特定新規設立法人に該当することとなった事業年度の開始の

年月日、⑥基準期間に相当する期間における課税売上高として計算した金額が5億円を超える者の当該金額、⑦5億円を超える者の氏名又は名称及び納税地、⑧その他参考となるべき事項を記載します。

25年公示地価は5年連続下落も上昇地点が急増

平成24年1月以降の1年間の地価は、全国的に依然として下落を示しましたが、下落率は縮小し、上昇・横ばいの地点も大幅に増加し、一部地域において回復傾向がみられたことが、国土交通省が21日に発表した平成25年地価公示結果で分かりました。

平成25年1月1日時点の公示地価は、全国平均(全用途)で前年比▲1.8%(前年▲2.6%)と、5年連続の下落となりましたが、下落幅は縮小傾向を示しました。前年と比較できる全国約2万6千ヵ所の調査地点のうち、地価が上昇した地点(全用途)は、前年の546地点から2008地点へと大幅に増えました。特に東京圏は、上昇地点が前年の93地点から606地点へと6.5倍に急増しました。

用途別では、全国の住宅地が前年比▲1.6%(前年▲2.3%)、商業地が同▲2.1%(同▲3.1%)ととなり、ともに下落率は前年より縮小しました。住宅地の地価の上昇地点は全国で1501地点(前年441地点)ですが、特に東京圏が423地点(同66地点)と急増したほか、地方圏も508地点(同114地点)へと増えました。宮城県は、復興の進展に伴い住宅の新築が増え、全体で1.4%上昇となり、全国1位の上昇率となりました。平成25年の公示地価のアドレスは

<http://tochi.mlit.go.jp/chika/kouji/2013/index.html>

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 3月分源泉所得税の納付
2. 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 5月・8月・11月決算法人の消費税中間申告

納付期限.....4月10日
申告期限.....4月30日
申告期限.....4月30日
申告期限.....4月30日